

## 収益事業～倉庫業・印刷業・出版業～

### < 倉庫業 >

倉庫業とは、他人のために物品を保管する事業をいいますが、これには寄託という概念も含まれており、手荷物などを一時的に預る行為も含まれています。従って、いわゆる倉庫という立派な施設での保管でなくても倉庫業に該当するケースもあるということになります。

一方で、貸金庫や貸しロッカーなどの事業は、保管を請け負っている訳ではなく、金庫やロッカーを貸付けている賃貸借契約と解釈されるため、倉庫業ではなく、物品貸付業に該当するとされています。

### < 印刷業 >

印刷業とは、一般的にイメージされる、書籍や雑誌などの印刷物を印刷する事業をいいます。この印刷業には、複写（コピー）なども含まれています。

### < 出版業 >

出版業とは、書籍や雑誌等の出版物を制作・販売する事業をいいます。

公益法人等がその出版物を無償で不特定又は多数の者に配布する場合には、収益事業に該当しないこととされていますが、出版物の対価が会費等の名目で徴収されている場合には、収益事業として取り扱われます。

ただし、以下の2つのケースは収益事業から除かれています。

特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うケース。

学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うケース。

お問い合わせはこちらまで

E-mail : y-kaneko@yamadasougou.co.jp

Tel : 03-3694-6091

金子嘉治